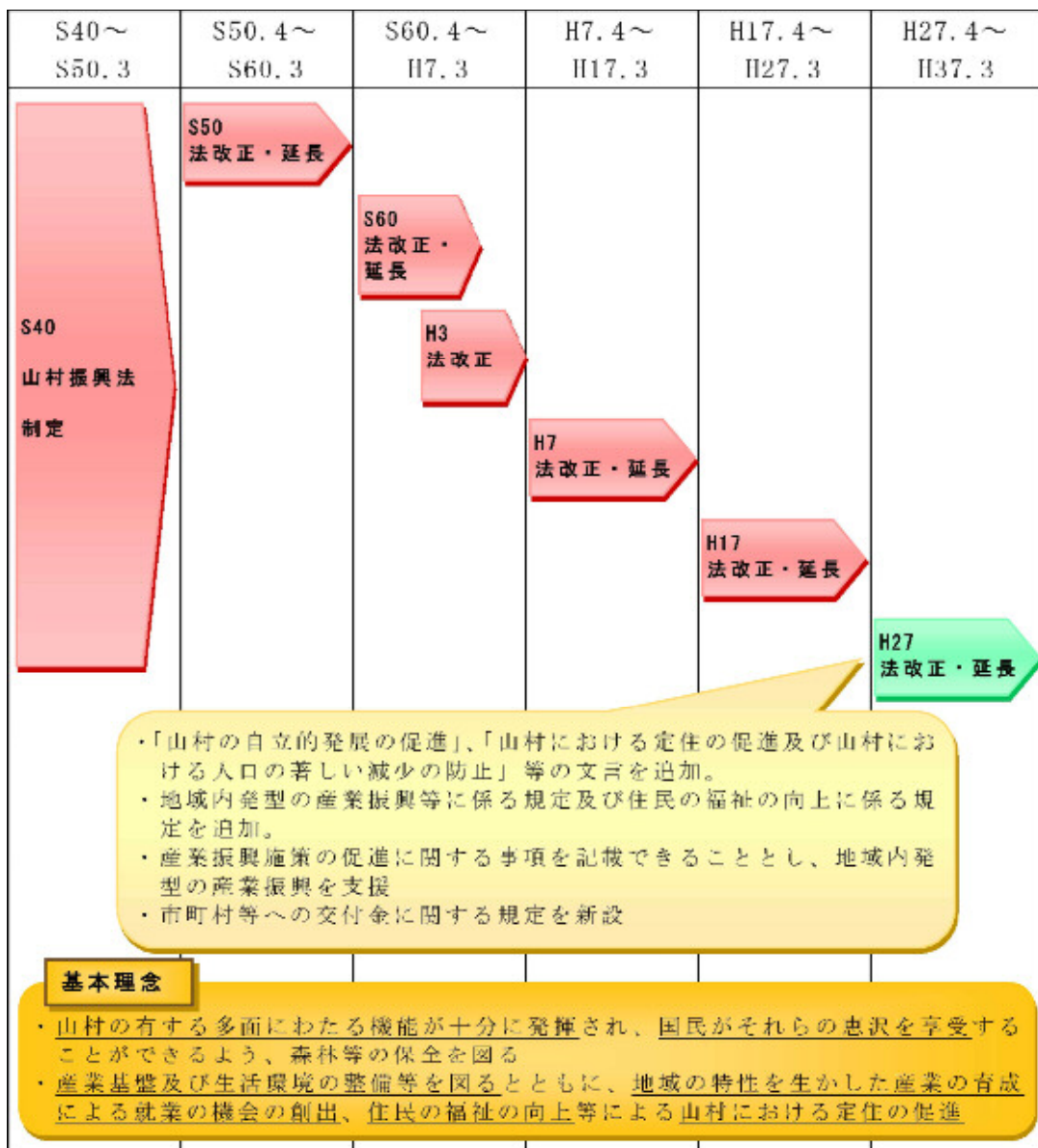


1-1 計画策定の背景

(1) 山村振興法の経緯

山村振興法は、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定されました。

その後、昭和50年、昭和60年、平成7年、平成17年の4度にわたり法の期限が延長されてきたところですが、今回（平成27年）、5度目の法の期限が延長されました。



～ 山村活性化支援交付金 ～

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在しています。近年、都市住民を中心に、ゆとり、やすらぎの場としても山村の評価が高まっているところです。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要です。
- 地元の所得や雇用の増大に向け、薪炭・山菜といった山村の豊かな地域資源等の潜在力を再評価し、それら地域ぐるみで活用するための取組を支援します。

※ 本事業は、ソフト活動を支援するものです。

支援内容

補助率：定額（1地区当たり上限 1,000万円）

- 地場の農林水産物やその加工品など山村の魅力ある**地域資源の賦存状況、利用形態等の調査**を支援します。

- ・地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査
- ・農林水産業に関連する地域の人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査等



現地での調査

- 地域資源を地域ぐるみで活用するための**合意形成、組織づくり、技術研修などの人材育成**を支援します。

- ・農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査
- ・実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催
- ・活動計画づくりに向けた調査・検討
- ・取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等



合意形成・計画づくり

- 特色ある**地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等**を図る**取組の試行実践**を支援します。

- ・地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査
- ・その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践
- ・ICTやパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信
- ・商品パッケージ等のデザイン検討等



地域製品の加工及び商品化

山村活性化支援交付金事業について

◇1.平成28年度要望提出内訳

地域名	事業主体	主な取組内容
蓑谷	蓑谷地域協議会	・小麦農林10号をはじめとする、地域資源の状況と利用実態調査 ・小麦農林10号を使った新たな商品開発及びパッケージの試作と販路開拓
平	「五箇山 元気な里山」協議会	・地域資源の状況と利用実態調査 ・自生する薬草を中心にした商品開発、開発した商品の木箱や和紙のラッピング等のパッケージ試作 ・情報発信の媒体作成
上平	合掌の森再生協議会	・合掌造りの古茅を活用した五箇山ぼべらのブランド化と商品開発 ・新たな販路開拓と販売実践 ・情報発信媒体の作成
利賀	利賀地域ふるさと推進協議会	・観賞用カボチャ(ハロウィンかぼちゃ)の栽培技術の向上と、販路開拓・マーケティング調査 ・ビーツの販路開拓 ・森林資源を活用した新たな商品開発 ・利賀ならではの資源を活かしたギフト用商品の開発
西太美	西太美地域協議会	・地域資源の状況と利用実態調査 ・山ぶどうを使ったアイスクリームやジュースの商品開発 ・パッケージの試作と販路開拓 ・しゃくなげの販路開拓とラッピングの試作 ・情報発信媒体の作成
太美山	H29年度以降に取り組む方向として、H28年度は検討期間と位置づけ。	

◇2.平成28年度採択地区

- 西太美 (西太美地域協議会)
- 平 (「五箇山 元気な里山」協議会)

◇3.平成29年度山村活性化支援交付金要望スケジュール(予定)

